

富山市商工業振興資金融資制度一覧表

(平成22年2月15日現在)

資金名	融資要件	資金使途	融資限度額	融資期間及び償還方法	融 資 利 率	保証料率	連帯保証人	担 保	融資申込先他
運 転 資 金	1. 市内に住所又は主たる事業所を有し、1年以上同一業種を継続して営んでいること。 2. 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種の事業を営んでいること。 3. 納期が到来している全ての市税を完納していること。 4. 事業計画が妥当であり、償還が計画どおり行われると見込まれること。 5. 申込時に既に融資を受けている運転資金を借り換える場合は、その2分の1以上を償還し、かつ、返済期間も2分の1以上経過していること。	運 転 資 金 1. 商品(原料)仕入 2. 買掛金(手形)決済 3. 諸経費支払 4. その他	1, 250万円 2, 000万円 (中小企業団体)	5年以内の元金均等月賦償還 (6か月以内の据置を含む。)	年2. 20%	年0. 35 ～1. 05% (全額市助成)	個人は原則として不要 法人は原則として代表者のみ 原則として代表理事のみ	必要と認める とき	
経 営 安 定 資 金	1. 運転資金の要件の1から4の要件を備えていること。 2. 次のいずれかの要件を備え、経営の安定に支障を生じていること。 ①倒産企業に対し、30万円以上の債権を有すること。 ②操業短縮企業に対する取引額が総取引額の20%以上であること。 ③最近3ヶ月の売上額が過去3年間のいずれかの年の同期に比べて5%以上減少していること。 ④直近の決算における経常損益で欠損となっていること。(※1) ※富山商工会議所又は市内各商工会の認定を受け、申込時に認定書を添付してください。	運 転 資 金 1. 商品(原料)仕入 2. 買掛金(手形)決済 3. 諸経費支払 4. その他	1, 000万円	5年以内の元金均等月賦償還 (6か月以内の据置を含む。) ただし、市長が指定した経営指導を受けた者にあつては7年以内(1年以内の据置を含む。)		年0. 35 ～1. 05% (全額市助成)	個人は原則として不要 法人は原則として代表者のみ	必要と認める とき	商業労政課 各総合行政センター 富山商工会議所 市内各商工会 取扱金融機関
経 営 安 定 資 金 (災 害 枠)	1. 運転資金の要件の2から4の要件を備えていること。 2. 市内に住所又は主たる事業所を有していること。 3. 申込の日から起算して過去1年以内に発生した、地震、風水害、火災その他の災害により、経営の安定に著しい支障を生じており、富山市発行の『防災証明書』の交付を受けていること。 4. 次のいずれかの要件を備えていること。 ①災害により被害を受けた事業の用に直接供する建物、機械器具等を市内に新たに設置し、又は修繕するために要する資金であること。 ②災害からの復旧に要する運転資金であること。	運 転 資 金 設 備 資 金 (用地の取得費・整備費は対象外とする。)	2, 500万円	10年以内の元金均等月賦償還 (1年以内の据置を含む。)	年2. 20%	年0. 35 ～1. 05% (全額市助成)	個人は原則として不要 法人は原則として代表者のみ	必要と認める とき	
設 備 投 資 支 援 資 金	1. 運転資金の要件の1から4の要件を備えていること。 2. 次のいずれかの要件を備えていること。 ①近代化施設、車輛運搬器具、機械装置その他附属設備で耐用年数が1年以上のもの設置に要する資金であること。 ②店舗又は事業の用に直接供する建物を市内に新築又は増改築するために要する資金であること。 ③従業員のための宿舍、給食施設、休養施設、保健衛生施設、教養文化施設又は屋内、屋外体育施設(これらの施設の附属設備を含む。)を新築又は増改築するために要する資金であること。 ④工場等(※2)の周辺地域の環境の整備に要する資金であること。	設 備 資 金 (④以外は、用地の取得費・整備費は対象外とする。)	5, 000万円	10年以内の元金均等月賦償還 (1年以内の据置を含む。)	年2. 20% (付助成率0. 7%)	年0. 35 ～1. 05% (全額市助成)	個人は原則として不要 法人は原則として代表者のみ	必要と認める とき	
工 場 移 転 促 進 事 業 資 金	1. 納期が到来している全ての市税を完納していること。 2. 富山市の特定地域(工業専用地域、工業地域、準工業地域)において工場等(※2)の新設、移設又は増設を行うために要する資金であること。 1. 納期が到来している全ての市税を完納していること。 2. 市が造成した工業団地又は工場立地法に基づく工場適地において工場等(※2)の新設、移設又は増設を行うために要する資金であること。	設 備 資 金	1億円 (事業費の80%以内)	12年以内の元金均等月賦償還 (1年以内の据置を含む。)	年2. 70% (付助成率0. 7%) 年1. 90% (付助成率1. 0%)	年0. 35 ～1. 05% (全額市助成)	個人は原則として不要 法人は原則として代表者のみ	原則として徴 する	商業労政課 各総合行政センター 富山商工会議所 市内各商工会 取扱金融機関
高 度 化 事 業 資 金	1. 組合員又は出資者の3分の2以上の者が市内に住所を有していること。 2. 中小企業総合事業団法施行令第3条第1項から第3項までに規定する事業又は市長がこれに準じると認める事業を行うために要する資金であること。	高 度 化 事 業 資 金	1億円 (事業費の50%以内)	10年以内の元金均等月賦償還 (1年以内の据置を含む。)	年2. 70% (付助成率0. 7%)	年0. 35 ～1. 05% (全額市助成)	個人は原則として不要 法人は原則として代表者のみ (中小企業団体は原則として代表理事のみ)	必要と認める とき	◎事前に、富山市へ対象設備の認定申請を行う必要があります。
創 業 者 支 援 資 金	1. 次のいずれかの要件を備え、富山市内で開業すること。 ①同一業種に1年以上継続して勤務し、当該業種と同一業種の事業を営むために要する資金であること。 ②法律に基づく資格を有している者が、当該資格に係る事業を営むために要する資金であること。 ③市長が指定した経営指導を受けた者が、事業を営むために要する資金であること。 2. 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種の事業であること。 3. 納期が到来している全ての市税を完納していること。 4. 事業計画が妥当であり、これを実施する能力を有する者と認められること。	運 転 資 金 設 備 資 金 (用地の取得費・整備費は対象外とする。)	1, 000万円 (事業費の80%以内)	5年以内の元金均等月賦償還 (1年以内の据置を含む。)	年2. 20% (付助成率1. 0%)	年0. 7 ～0. 8% (全額市助成)	個人は原則として不要 法人は原則として代表者のみ	必要と認める とき	商業労政課 各総合行政センター 富山商工会議所 市内各商工会 *金融機関からの保証依頼はできません。
新 産 業 育 成 支 援 資 金	1. 富山市新産業評価委員会の審査において、事業計画等についてAランク又はBランクの評価を得た者が、富山市内で当該事業を営むために要する資金であること。 2. 創業者支援資金の要件の2から4までに適合していること。	運 転 資 金 設 備 資 金 (用地の取得費・整備費は対象外とする。)	5, 000万円 (内、運転資金は1, 000万円とする。)	10年以内の元金均等月賦償還 (1年以内の据置を含む。)	年2. 20% (付助成率1. 5%)	年0. 35 ～1. 05% (全額市助成)	個人は原則として不要 法人は原則として代表者のみ	必要と認める とき	商業労政課 *金融機関からの保証依頼はできません。
緊 急 経 営 基 盤 安 定 資 金 (取扱期間：平成22年3月31日まで)	1. 運転資金の1～4の要件を備えていること。 2. 本資金の利用により、経営の安定が見込まれること。 3. 最近3ヶ月の売上高が、過去3年間のいずれかの年の同期の売上高に比べて3%以上減少していること。 ※富山商工会議所又は市内各商工会の認定を受け、申込時に認定書を添付してください。 1. 上記の1及び2の要件を備えていること。 2. 急速な景気の悪化に伴い事業経営に支障が生じ、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①最近1ヶ月の売上総利益が前年もしくは前々年同期に比べて減少している。 ②最近1ヶ月の売上原価が前年もしくは前々年同期に比べて上昇している。 ③別に定める建築関連業種一覧表に該当する事業を営んでいる。 ※所定の経営改善計画書を添付してください。	運 転 資 金 借 換 資 金 (※3) 借換を伴わない運転資金のみの利用は不可 運 転 資 金 借 換 資 金 (※3) 借換を伴わない運転資金のみの利用も可	2, 500万円 上記の2, 500万円と合わせて最大3, 500万円	7年以内の元金均等月賦償還 (6か月以内の据置を含む。)	年1. 40%	年0. 35 ～1. 05%	個人は原則として不要 法人は原則として代表者のみ	必要と認める とき	商業労政課 各総合行政センター 富山商工会議所 市内各商工会 取扱金融機関 商業労政課 各総合行政センター 取扱金融機関

* 1 直近決算から6ヶ月以上経過している場合は、最新の試算表においても経常損益で欠損となっていること。

* 2 工場等とは、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告代理業、デザイン業、ディスプレイ業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所の用に直接供する建物及び構築物。

* 3 借入後6ヶ月を経過している(据置期間中にあるものを除く)市制度融資資金の残高を対象とする。